

平成31(2019)年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

栃 木 県

目 次

第1 趣旨	1
第2 公共用水域	1
第3 地下水	5
第4 測定結果の報告及び公表	7
別表-1 公共用水域水質測定地点一覧	8
別表-2 測定方法等一覧（公共用水域）	14
別表-3 地下水の測定地点一覧	16
別表-4 測定方法等一覧（地下水）	26
図1 河川調査地点図	27
図2 湖沼調査地点図	28
図3 地下水調査地点図	31

平成31(2019)年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

第1 趣旨

この計画は、本県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を監視するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の測定に係る事項を定めるものとする。

第2 公共用水域

1 測定期間

測定期間は、平成31(2019)年4月から平成32(2020)年3月までとする。

2 測定機関

測定機関は、栃木県、宇都宮市及び国土交通省とする。

3 河川調査

(1) 測定地点

測定地点は、県内全域の水質を的確に把握し効率よく監視するため、その水域を代表する環境基準点^{※1}とする。ただし、利水状況・本川に合流前の支川の地点等の当該水域の特性に応じて補助点を定める。（図1のとおり）

※1 環境基準の維持達成状況を把握するための地点。類型が当てはめられた水域ごとに1地点以上設置

測定地点数の概要は、次の表のとおりである。

測定機関 水系	栃木県	宇都宮市	国土交通省	合計
那珂川水系	17 (13)	—	3 (2)	20 (15)
鬼怒川水系	12 (9)	13 (4)	7 (4)	32 (17)
小貝川水系	7 (3)	—	1 (1)	8 (4)
渡良瀬川水系	25 (21)	8 (0)	9 (7)	42 (28)
その他の水系	4 (2)	—	—	4 (2)
合計	65 (48)	21 (4)	20 (14)	106 (66)

※ () は環境基準点内数

(2) 測定項目及び測定頻度（詳細は別表-1（河川）のとおり）

測定項目は、生活環境項目は全調査地点で、健康項目は全環境基準点で測定し、特殊項目等は生活排水の状況や工場・事業場の立地状況、過去の検出状況等を勘案して、必要な項目を選択し測定する。

測定頻度は、次の表のとおりとする。

測定項目			測定頻度
環境基準項目	生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、全窒素、全りん	毎月
	水生生物項目	全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	毎月
	健康項目A	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀*、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン ※ 総水銀が検出された場合に測定	年2回 (豊水期及び 渇水期)
	健康項目B	ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン	年1回 (渇水期)
	健康項目C (農薬)	1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ	年1回 (春から夏)
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質(油分)、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム	年2回 (豊水期及び 渇水期)	
要監視項目	健康項目	クロロホルム、p-ジクロロベンゼン、EPN、トルエン、キシレン、ニッケル、アンチモン、全マンガン	年1回 (渇水期)
	水生生物項目	クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール	年1回 (渇水期)
その他の項目	アンモニア性窒素、界面活性剤(MBAS)、2-メチルイソボルネオール(2-MIB)、ジェオスミン	年2回 (豊水期及び 渇水期)	

※ 豊水期とは概ね5～8月、渇水期とは概ね11～2月とする。

※ 健康項目Aとは健康項目B及びC以外の項目

※ 健康項目Bとは全国及び本県の検出状況から検出される可能性が極めて小さい項目

4 湖沼調査

(1) 測定地点

測定地点は、湖沼の水質を代表する環境基準点（湖心^{※2}）とする。ただし、当該湖沼の規模・汚濁源等の特性に応じて補助点を定める。（図2のとおり）

※2 湖盆の中心

測定地点数の概要は、次の表のとおりである。

測定機関	栃木県	国土交通省	合計
測定地点	13（3） （4湖沼）	5（3） （5湖沼）	18（6） （9湖沼）

※（ ）は環境基準点内数

特に水質保全対策が必要とされる湯ノ湖と中禅寺湖については、補助点を複数設定することとし、その調査深度は、次の表のとおりとする。

湖沼名	調査地点	調査深度（m）					
湯ノ湖	St. 5（湖心）	表層	3	6	9		
	St. 1～4、6、8	表層					
中禅寺湖	St. 6（湖心）	表層	5	10	20	50	150
	St. 1、4、7	表層					

(2) 測定項目及び測定頻度（詳細は別表－1（湖沼）のとおり）

測定項目は、生活環境項目は全調査地点で、健康項目及びその他の項目は生活排水の状況や工場・事業場の立地状況、過去の検出状況等を勘案して、必要な項目を選択し測定する。

測定頻度は、冬期（12月～3月）を除き、天然湖である湯ノ湖及び中禅寺湖は毎月（年8回）とし、人工湖は隔月（年4回）とし、測定項目ごとの頻度は、次の表のとおりとする。

測定項目		測定頻度
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、全窒素、全りん、全亜鉛 ^{*1} 、ノニルフェノール ^{*1} 、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS) ^{*1} 、底層DO ^{*1} ※1 水生生物の保全に係る項目	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)
健康項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、 ^ひ 砒素、総水銀、アルキル水銀 ^{*2} 、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン ※2 総水銀が検出された場合に測定	年2回 (停滞期及び循環期)
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)
その他の項目	アンモニア性窒素、りん酸イオン、クロロフィルa、プランクトン	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)

5 水道水源調査

(1) 測定地点

測定地点は、主要な上水道水源のある水域における5地点とする。

測定地点数の概要は、次の表のとおりである。

種類 \ 測定機関	栃木県	国土交通省	合計
河川	2	2	4
湖沼	1	—	1
合計	3	2	5

- (2) 測定項目及び測定頻度（詳細は別表－１のとおり）
測定項目は、トリハロメタン生成能とする。測定頻度は、年４回とし、検出値が高くなる可能性のある夏に２回、春秋に各１回調査する。

6 測定方法

測定方法は、別表－２のとおりとする。

第３ 地下水

1 測定期間

平成31(2019)年５月から平成32(2020)年３月までとする。

2 測定機関

栃木県及び宇都宮市とする。

3 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するため、県内を５kmまたは10kmメッシュに区切り、１メッシュ毎に地下水質を調査する。

１メッシュを４等分した区域を毎年順次調査し、４年間で１メッシュ内を１巡する。

(1) 測定地点

調査対象となるメッシュ内において、未調査の井戸を優先して地点を選定する。

測定地点の概要は、次の表のとおりである。（詳細は別表－３のとおり）

測定項目	測定機関	栃木県	宇都宮市	計
健康項目 A		1 2 8	1 8	1 4 6
健康項目 B		6 5 (1 2 8の内数)	1 8 (1 8の内数)	8 3 (1 4 6の内数)

※ 概況調査地点数は、調査井戸の有無に応じて変更

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目及び測定頻度は、次の表のとおりとする。

測定頻度は、年１回とするが、健康項目 B については、調査頻度を２～３年に１回まで減じることができる。

測定項目		測定頻度
健康項目 A	カドミウム、鉛、 ^ひ 砒素、総水銀、アルキル水銀*、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素 ※ 総水銀が検出された場合に測定	年1回 (豊水期)
健康項目 B	全シアン、六価クロム、ポリ塩化ビフェニル、クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、1,4-ジオキサン	

※ 豊水期とは概ね5～8月とする。

※ 健康項目 Aとは健康項目 B以外の項目

※ 健康項目 Bとは全国及び本県の検出状況から検出される可能性が極めて小さい項目

4 継続監視調査

地下水汚染範囲の拡大監視のために、環境基準値の超過が確認された地区（以下「汚染地区」という。）の地下水質について必要な項目を調査する。

なお、継続監視調査の結果、2年間連続して環境基準値以下となった汚染地区については地下水汚染地区再調査（汚染地区全体の地下水質の状況を確認する調査）を渇水期（概ね11～2月）に実施し、調査したすべての井戸において環境基準値以下であれば当該汚染地区の継続監視調査を終了する。

(1) 測定地点

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素以外の汚染地区においては、水質の経年的変化を把握するうえで代表的な地点とその下流側の未汚染地点の2地点を、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染地区については、代表的な地点の1地点を基本として定める。

測定地点の概要は、次の表のとおりである。（詳細は別表-3のとおり）

測定項目	測定機関		
	栃木県	宇都宮市	計
鉛、六価クロム、 ^ひ 砒素、クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ふっ素、ほう素のうち該当する項目	91 (36)	18 (6)	109 (42)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	71 (62)	5 (1)	76 (63)
合計	185(105)		

※ 継続監視調査の地点数の欄の（ ）内は地区数。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地区数のうち、宇都宮市と他市町がまたがる地区（「宇都宮・真岡」及び「宇都宮・鹿沼」は栃木県分として計上

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目は、次の表のうち各汚染地区の環境基準値超過項目とする。

ただし、有機塩素化合物に係る汚染地区の場合は、分解により生成する可能性がある項目についても測定する。

測定頻度は、次の表のとおりとする。

測定項目	測定頻度
鉛、六価クロム、 ^ひ 砒素、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ふっ素、ほう素のうち該当する項目	年2回 (豊水期及び 渇水期)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年1回 (豊水期)

※ 豊水期とは概ね5～8月、渇水期とは概ね11～2月とする。

5 測定方法

測定方法は、別表－4のとおりとする。

第4 測定結果の報告及び公表

1 報告

各測定機関は、測定結果が判明次第、栃木県知事に速やかに報告する。

なお、健康項目について環境基準を超える数値を検出した場合は、速やかに栃木県知事に連絡するとともに、栃木県知事と協議のうえ当該水域等について追跡調査を行うものとする。

2 公表

栃木県知事は、測定結果をとりまとめ、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表することとする。

3 その他

この計画に定めのない事項については、各測定機関が協議して定めるものとする。

測定頻度																				測定機関	測定地点			
健康項目										要監視項目											測定機関	名称	No.	
シス1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					トリハロメタン生成能
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	橋木県	恒明橋	1	
																					"	昭明橋	2	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2		1	1	1	1		国交省	新那珂橋	3	
																					"	川掘	4	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2		1					12	"	野口	5
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	橋木県	高雄股橋	6	
																					"	一軒茶屋	7	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	湯川橋	8	
																					"	余笹橋	9	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	川田橋	10	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	新田橋	11	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	末流	12	
																					"	夕の原	13	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	箒川橋	14	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	宇田川橋	15	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	更生橋	16	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	向田橋	17	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	旭橋	18	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	末流	19	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	末流	20	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2							国交省	川治第一発電所前	21	
																					4	橋木県	小佐越	22
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2		1	1	1	1	1	国交省	上平橋	23	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2		1	1	1	1	1	"	鬼怒川橋(宝積寺)	24	
																					"	大道泉橋	25	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2		1	1	1	1	1	"	川島橋	26	
																					"	平方	27	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2							6	"	末流	28
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	橋木県	末流	29	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	末流	30	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	開進橋(針貝)	31	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	筋違橋	32	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	宇都宮市	西鬼怒川橋	33	
																					"	腰抱地藏前	34	
																					"	新国道四号下	35	
																					"	平塚橋	36	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	橋木県	高宮橋	37	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	末流	38	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	宇都宮市	上の島橋	39	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	大曾橋	40	
																					"	宮の橋	41	
																					"	鉄道橋	42	
																					"	孫八橋	43	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	橋木県	明治橋	44	
																					"	坪山橋	45	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	梁橋	46	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	木和田島	47	
																					"	末流	48	
																					"	昭和橋	49	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	錦中央公園	50	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	つくし橋	51	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	橋木県	末流	52	
																					国交省	三谷橋	53	
																					橋木県	花岡	54	
																					"	若橋	55	
																					"	高畦橋	56	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	桂橋	57	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	末流	58	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	"	常盤橋	59	
																					"	すのこ橋	60	

(注)測定地点No.がゴシック体の地点は生活環境項目の環境基準点
測定地点No.に下線のある地点は水生生物保全項目の環境基準点
測定頻度に○がある項目は、5年間に1回調査する項目

別表-2 測定方法等一覧(公共用水域)

測定項目		環境基準 (指針)値 (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法	
生活環境項目	pH	類型で異なる	—	日本工業規格(以下「規格」という)K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	
	BOD	同上	0.5	規格K0102の21に定める方法	
	COD	同上	0.5	規格K0102の17に定める方法	
	SS	同上	1	環境基準告示付表9に掲げる方法	
	DO	同上	0.5	規格K0102の32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	
	大腸菌群数	同上	—	環境基準告示別表2備考4に掲げる方法、最確数による定量法	
	全窒素	同上	0.05	規格K0102の45.2、45.3、45.4又は45.6(規格K0102の45の備考3を除く。)に定める方法	
	全磷	同上	0.003	規格K0102の46.3(規格K0102の46の備考9を除く。)に定める方法	
	水生生物項目	全亜鉛	同上	0.001	規格K0102の53に定める方法
		ノニルフェノール	同上	0.00006	環境基準告示付表11に掲げる方法
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)		同上	0.0006	環境基準告示付表12に掲げる方法	
底層DO		同上	0.5	規格K0102の32に定める方法又は環境基準告示付表13に掲げる方法	
環境基準項目	カドミウム	0.003	0.0003	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法	
	全シアン	検出されないこと	0.1	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、規格K0102の38.1.2及び38.3、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境基準告示付表1に掲げる方法	
	鉛	0.01	0.001	規格K0102の54に定める方法	
	六価クロム	0.05	0.01	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.7を除く。)に定める方法	
	砒素	0.01	0.001	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法	
	総水銀	0.0005	0.0005	環境基準告示付表2に掲げる方法	
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3に掲げる方法	
	PCB	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表4に掲げる方法	
	ジクロロメタン	0.02	0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
	四塩化炭素	0.002	0.002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	トリクロロエチレン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	
	チウラム	0.006	0.0006	環境基準告示付表5に掲げる方法	
	シマジン	0.003	0.0003	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	
	チオベンカルブ	0.02	0.002	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	
	ベンゼン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
	セレン	0.01	0.001	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03		
	硝酸性窒素		0.02	規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法	
	亜硝酸性窒素		0.01	規格K0102の43.1に定める方法	

測定項目		環境基準 (指針)値 (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法	
環境基準項目	健康項目				
	ふっ素	0.8	0.08	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.c(注 ²⁾ 第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表7に掲げる方法	
	ほう素	1	0.01	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に掲げる方法	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	環境基準告示付表8に掲げる方法	
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質(油分)	—	0.5	環境基準告示付表14に掲げる方法	
	フェノール類	—	0.01	規格K0102の28.1(規格K0102の28の備考2及び3並びに規格K0102の28.1.3のただし書以降を除く。)に定める方法	
	銅	—	0.01	規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法	
	溶解性鉄	—	0.1	規格K0102の57.2、57.3又は57.4に定める方法	
	溶解性マンガン	—	0.01	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	
	クロム	—	0.01	規格K0102の65.1に定める方法	
要監視項目	健康項目	クロロホルム	(0.06)	0.006	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
		p-ジクロロベンゼン	(0.2)	0.02	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
		EPN	(0.006)	0.0006	環境庁通知環水規第121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
		トルエン	(0.6)	0.06	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
		キシレン	(0.4)	0.04	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
		ニッケル	—	0.001	規格K0102の59.3に定める方法又は環境庁通知環水規第121号付表4若しくは付表5に掲げる方法
		アンチモン	(0.02)	0.002	規格K0102の62.2に定める方法又は環境庁通知環水規第121号付表6に掲げる方法
	全マンガン	(0.2)	0.02	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	
	水生生物項目	クロロホルム	(0.006~3)	0.006	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
		フェノール	(0.01~0.08)	0.001	平成15年11月5日付環境省通知付表1に掲げる方法
		ホルムアルデヒド	(1)	0.03	平成15年11月5日付環境省通知付表2に掲げる方法
		4-tert-オクチルフェノール	(0.0007~0.004)	0.00003	平成25年3月27日付環境省通知付表1に掲げる方法
		アニリン	(0.02)	0.002	平成25年3月27日付環境省通知付表2に掲げる方法
		2,4-ジクロロフェノール	(0.003~0.03)	0.0003	平成25年3月27日付環境省通知付表3に掲げる方法
その他の項目		アンモニア性窒素	—	0.02	上水試験方法Ⅲ-2 8に掲げる方法
	MBAS	—	0.01	規格K0102の30に定める方法	
	全硬度	—	0.5	規格K0101の15.1に定める方法	
	2-MIB	—	0.005	上水試験方法Ⅳ-2 12に掲げる方法	
	ジェオスミン	—	0.005	上水試験方法Ⅳ-2 12に掲げる方法	
	りん酸イオン	—	0.003	規格K0102の46.1に定める方法	
	クロロフィルa	—	2	上水試験方法Ⅳ-2 25に掲げる方法又は海洋観測指針 9.6に掲げる方法	
	プランクトン	—	—	海洋観測指針6に掲げる方法又はこれに類する方法	
トリハロメタン生成能		—	0.005	環境庁告示第30号別表に掲げる方法	

- (注) 1 測定方法は「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月環境庁告示第59号)の定めに従い、報告下限値は「環境基本法に基づく水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日環水企第92号)の定めに従う。
- 2 表中の用語は下記のとおりとする。
- 環境基準告示：昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」
 - 環境庁告示第30号：平成7年6月環境庁告示第30号「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」
 - 環境庁通知：平成5年4月環水規第121号「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」
 - 平成15年11月5日付環境省通知：平成15年11月環水企発第031105001号及び環水管発031105001号「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
 - 平成25年3月27日付環境省通知：平成25年3月環水大発第1303272号「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」

別表-3 地下水の測定地点一覧

1 概況調査

No.	市町村名	所在地	メッシュ No.	測定機関	No.	市町村名	所在地	メッシュ No.	測定機関
1	宇都宮市	篠井町地内	18-46	宇都宮市	39	佐野市	閑馬町地内	34-96	栃木県
2		宮山田町地内	19-47	〃	40		牧町地内	34-97	〃
3		今里町地内	19-48	〃	41		閑馬町地内	41-118	〃
4		古賀志町地内	24-63	〃	42		岩崎町地内	41-119	〃
5		新里町地内	24-64	〃	43		赤見町地内	41-129	〃
6		宝木本町地内	24-65	〃	44		田之入町地内	41-130	〃
7		上田原町地内	25-66	〃	45		植下町地内	46-140	〃
8		長岡町地内	25-67	〃	46		船津川町地内	46-148	〃
9		白沢町地内	25-68	〃	47	鹿沼市	上粕尾地内	22-58	〃
10		下岡本町地内	25-69	〃	48		上久我地内	23-59	〃
11		砥上町地内	30-83	〃	49		板荷地内	23-60	〃
12		鷺の谷町地内	30-84	〃	50		下沢地内	23-61	〃
13		築瀬町地内	31-85	〃	51		中栗野地内	29-78	〃
14		屋板町地内	31-86	〃	52		加園地内	29-79	〃
15		下平出町地内	31-87	〃	53		久野地内	29-80	〃
16		上桑島町地内	31-88	〃	54		上殿町地内	30-81	〃
17		茂原町地内	37-105	〃	55	楡木町地内	30-82	〃	
18		東木代町地内	37-107	〃	56	日光市	小百地内	10-24	〃
19	足利市	小俣町地内	40-116	栃木県	57		東小来川地内	17-40	〃
20		月谷町地内	40-117	〃	58		豊田地内	17-41	〃
21		鹿島町地内	40-127	〃	59		明神地内	17-42	〃
22		通四丁目地内	40-128	〃	60		薄井沢地内	18-43	〃
23		百頭町地内	45-138	〃	61		猪倉地内	18-44	〃
24		大久保町地内	46-139	〃	62		小林地内	18-45	〃
25	栃木市	大皆川町地内	35-98	〃	63		手岡地内	24-62	〃
26		西方町真名子地内	35-99	〃	64	小山市	松沼地内	43-133	〃
27		都賀町木地内	35-100	〃	65		荒井地内	43-134	〃
28		都賀町家中地内	36-102	〃	66		高椅地内	44-135	〃
29		柏倉町地内	42-120	〃	67		石ノ上地内	48-143	〃
30		梅沢町地内	42-121	〃	68		駅南町五丁目地内	48-144	〃
31		岩舟町三谷地内	42-131	〃	69		梁地内	48-145	〃
32		今泉一丁目地内	43-122	〃	70		暁地内	48-151	〃
33		大平町下皆川地内	42-132	〃	71		武井地内	50-155	〃
34		藤岡町太田地内	47-141	〃	72	真岡市	寺分地内	37-108	〃
35		岩舟町曲ヶ島地内	47-142	〃	73		田島地内	38-109	〃
36		藤岡町大前地内	47-149	〃	74		西沼地内	38-110	〃
37		藤岡町新波地内	47-150	〃	75		高田地内	38-126	〃
38	佐野市	飛駒町地内	34-95	〃	76		上谷貝地内	44-125	〃

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	測定機関
77	真岡市	古山地内	<u>44-136</u>	栃木県
78	大田原市	下石上地内	<u>5-15</u>	〃
79		岡地内	<u>6-16</u>	〃
80		加治屋地内	6-17	〃
81		小滝地内	6-18	〃
82		鹿畑地内	<u>6-19</u>	〃
83		北野上地内	7-20	〃
84		須佐木地内	<u>7-21</u>	〃
85		佐久山地内	<u>13-31</u>	〃
86		蛭田地内	13-33	〃
87		佐良土地内	<u>14-35</u>	〃
88	矢板市	上伊佐野地内	<u>5-12</u>	〃
89		立足地内	5-13	〃
90		片俣地内	<u>12-27</u>	〃
91		成田地内	12-29	〃
92		乙畑地内	<u>12-30</u>	〃
93	那須塩原市	小結地内	<u>1-1</u>	〃
94		下野田地内	<u>2-4</u>	〃
95		千本松地内	2-5	〃
96		上厚崎地内	<u>3-6</u>	〃
97		北弥六地内	3-7	〃
98		東栄一丁目地内	3-8	〃
99		野間地内	<u>3-9</u>	〃
100		西三島七丁目地内	5-14	〃
101	さくら市	鷺宿地内	13-32	〃
102		蒲須坂地内	19-49	〃
103		氏家地内	<u>19-50</u>	〃
104		喜連川地内	<u>20-51</u>	〃
105		狭間田地内	20-52	〃
106	那須烏山市	上川井地内	20-53	〃
107		藤田地内	<u>20-54</u>	〃
108		滝田地内	21-56	〃
109		福岡地内	26-72	〃
110		滝地内	<u>27-74</u>	〃
111	小木須地内	27-76	〃	
112	下野市	細谷地内	<u>36-104</u>	〃
113		柴地内	43-123	〃
114		谷地賀地内	<u>44-124</u>	〃

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	測定機関
115	上三川町	川中子地内	37-106	栃木県
116	益子町	芦沼地内	<u>33-93</u>	〃
117		塙地内	38-111	〃
118		本沼地内	<u>38-112</u>	〃
119		下大羽地内	<u>39-113</u>	〃
120		上大羽地内	39-114	〃
121	茂木町	黒田地内	27-75	〃
122		鮎田地内	33-94	〃
123		小貫地内	<u>39-115</u>	〃
124	市貝町	赤羽地内	<u>32-92</u>	〃
125	芳賀町	給部地内	<u>26-73</u>	〃
126		下高根沢地内	<u>32-89</u>	〃
127		西水沼地内	32-90	〃
128		祖母井地内	32-91	〃
129	壬生町	羽生田地内	<u>36-101</u>	〃
130		北小林地内	36-103	〃
131	野木町	野渡地内	49-153	〃
132		南赤塚地内	<u>50-154</u>	〃
133	塩谷町	船生地内	11-25	〃
134		上沢地内	<u>11-26</u>	〃
135		田所地内	12-28	〃
136	高根沢町	西高谷地内	<u>26-70</u>	〃
137		上高根沢地内	26-71	〃
138	那須町	高久甲地内	1-2	〃
139		寺子乙地内	<u>1-3</u>	〃
140		稲沢地内	<u>4-10</u>	〃
141		大和須地内	4-11	〃
142	那珂川町	三輪地内	<u>13-34</u>	〃
143		小川地内	14-36	〃
144		大山田下郷地内	14-37	〃
145		久那瀬地内	<u>21-55</u>	〃
146		富山地内	21-57	〃

- 1 メッシュNo.に下線がある地区は健康項目A及びBを調査。下線のない地区は健康項目Aのみ調査。
- 2 メッシュNo.の位置は図3-1に示すとおり。
- 3 表中の所在地名は調査井戸選定後、必要に応じて修正。

2(1) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
1	宇都宮市	平出工業団地	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2 (2)	12	宇都宮市
2		上戸祭・旧市内西部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2 (2)	19	〃
3		平出工業団地南部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	5 (5)	34	〃
4		東横田町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	3 (3)	44	〃
5		不動前・西原	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	3 (3)	86	〃
6		岡本	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	3 (3)	11	〃
7	足利市	稲岡町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	10	栃木県
8		羽刈町(1)	砒素	3	98	〃
9		羽刈町(2)	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	112	〃
10		新宿町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	106	〃
11		松田町※	砒素	2	116	〃
12	栃木市	大平町伯仲 他	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	4	〃
13		城内	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	38	〃
14		大平町西野田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	45	〃
15		藤岡町甲	ほう素	2	97	〃
16		菌部町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	105	〃
17	佐野市	植野	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	66	〃
18		村上町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	91	〃
19	鹿沼市	白桑田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	27	〃
20		草久	砒素	2	111	〃
21	日光市	小来川	ふっ素	1	87	〃
22	小山市	城東・土塔・駅南・犬塚	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	6	72	〃
23		西黒田	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	99	〃
24		横倉新田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	4	100	〃
25		城東・犬塚	ふっ素	2	103	〃
26		外城※	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	115	〃
27	真岡市	松山町	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	3	1	〃
28		石島	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	13	〃

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
29	真岡市	市街地	<u>TCE・PCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	9	16	栃木県
30		久下田	<u>TCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	25	〃
31		鬼怒ヶ丘(1)	<u>六価クロム</u>	2	95	〃
32		鬼怒ヶ丘(2)	<u>ほう素</u>	2	114	〃
33	上三川町	上蒲生	<u>PCE</u> ・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	18	〃
34	益子町	塙	<u>PCE</u> ・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン・ <u>鉛</u> ・ <u>ほう素</u> ・ <u>ふっ素</u> ・ <u>砒素</u>	5	102	〃
35	芳賀町	下高根沢	<u>PCE</u> ・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	33	〃
36	壬生町	中央町	<u>ベンゼン</u> ・1,2-ジクロロエタン	2	109	〃
37	野木町	丸林	<u>PCE</u> ・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	3	56	〃
38		潤島	<u>TCE</u> ・ <u>PCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	3	76	〃
39	塩谷町	佐貫	<u>ひ砒素</u>	2	113	〃
40	那須町	寺子乙	<u>ほう素</u>	2	83	〃
41		高久丙・高久甲	<u>ひ砒素</u>	2	101	〃
42		富岡	<u>ひ砒素</u>	2	104	〃
地点数計				109 (18)		

- (注) 1 各地区はその周辺地域を含む。また、各地区の位置は図3-2に示すとおり
2 TCE:トリクロロエチレン、PCE:テトラクロロエチレン
3 調査地点数の()は全地点数のうち宇都宮市が分析を行う地点数
4 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区
5 測定項目欄の下線を付した項目は、汚染判明時に基準値超過が確認された項目

2(2) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関	
1	宇都宮市	上籠谷町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	2 (2)	16	宇都宮市	
2	足利市	羽刈町	〃	1	25	栃木県	
3	栃木市	藤岡町中根(1)	〃	2	7	〃	
4		藤岡町中根(2)	〃	2	73	〃	
5		藤岡町大前	〃	2	13	〃	
6		藤岡町藤岡(1)	〃	2	14	〃	
7		藤岡町藤岡(2)	〃	2	49	〃	
8		大平町富田	〃	1	51	〃	
9		岩舟町曲ヶ島	〃	1	67	〃	
10		岩舟町静戸	〃	1	94	〃	
11		佐野市	赤見町	〃	1	52	〃
12			田沼町	〃	1	54	〃
13	伊勢山		〃	1	61	〃	
14	越名・高萩・高山		〃	1	78	〃	
15	鹿沼市	白桑田	〃	1	17	〃	
16		南上野町	〃	1	27	〃	
17		上奈良部町	〃	1	47	〃	
18		宇都宮・鹿沼	〃	4 (2)	63	栃木県、 宇都宮市	
19		池ノ森	〃	1	77	栃木県	
20	小山市	雨ヶ谷	〃	2	2	〃	
21		向野	〃	2	18	〃	
22		喜沢	〃	1	28	〃	
23		間々田・乙女	〃	1	29	〃	
24		栗宮	〃	1	44	〃	
25		城東・犬塚	〃	1	60	〃	
26		三拝川岸・南半田・羽川上中	〃	1	69	〃	
27		田間・塚崎・武井	〃	1	70	〃	
28		鉢形・東山田	〃	1	83	〃	
29		東野田・南和泉	〃	1	84	〃	
30		小山市梁北部	〃	1	85	〃	
31		駅南町・東城南・駅東通り	〃	1	88	〃	
32	真岡市	八木岡	〃	1	20	〃	
33		古山	〃	1	33	〃	
34		西大島	〃	1	68	〃	
35		真岡・二宮地域	〃	1	76	〃	
36		宇都宮・真岡	〃	2 (1)	58	栃木県、 宇都宮市	
37		西郷・下太田和	〃	1	89	栃木県	
38	大田原市	亀久	〃	1	42	〃	
39	矢板市	豊田	〃	1	64	〃	

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
40	那須烏山市	野上	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1	39	栃木県
41		曲畑・八ヶ代	〃	1	91	〃
42	下野市	小金井南部	〃	1	22	〃
43		仁良川(1)	〃	1	31	〃
44		仁良川(2)	〃	1	50	〃
45		大松山等	〃	1	65	〃
46		笹原等	〃	1	66	〃
47		上台・細谷	〃	1	71	〃
48		下野市柴南部・小山市鉢形北部	〃	1	79	〃
49		川中子	〃	1	93	〃
50		小金井北部※	〃	1	95	〃
51		上三川町	上神主	〃	1	4
52	西蓼沼		〃	1	59	〃
53	益子町	大沢	〃	1	12	〃
54		塙	〃	1	34	〃
55	芳賀町	稲毛田	〃	1	6	〃
56		東水沼	〃	1	87	〃
57		上稲毛田	〃	1	90	〃
58	壬生町	国谷	〃	1	92	〃
59	野木町	友沼・丸林	〃	1	45	〃
60		野木	〃	1	75	〃
61	那須町	豊原丙	〃	1	80	〃
62	那珂川町	久那瀬	〃	1	24	〃
63		矢又	〃	1	55	〃
64		小口	〃	1	86	〃
地点数計				76 (5)		

(注) 1 各地区は、その周辺地区を含む。また、各地区の位置は図3-3に示すとおり

2 調査地点数の()は全地点数のうち宇都宮市が分析を行う地点数

3 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区

2(3) 継続監視調査実施井戸状況(表2(1)・2(2)の井戸情報)

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
1	宇都宮市	1	平出工業団地	12-1	12B001	23	浅	④
2				12-2	12B002	不明	不明	②
3		2	上戸祭・旧市内西部	19-1	19B004	10	浅	③
4				19-2	19B008	6	浅	③
5		3	平出工業団地南部	34-1	34B001	8	浅	④
6				34-10	34B010	不明	不明	③
7				34-7	34B007	10	不明	②
8				34-8	34B008	不明	浅	②
9				34-9	34B009	不明	不明	③
10		4	東横田町	44-1	44B001	15	浅	②
11				44-2	44B002	不明	不明	③
12				44-3	44B003	不明	不明	③
13		5	不動前・西原	86-1	19B007	20	浅	④
14				86-2	19B009	20	浅	②
15				86-3	19B011	25	浅	②
16		6	岡本	11-1	11B001	20	浅	⑤
17				11-2	11B002	6	浅	②
18				11-3	11B003	4~5	浅	③
19	足利市	7	稲岡町	10-3	10B010	不明	不明	③
20				10-4	10B004	5	浅	③
21		8	羽刈町(1)	98-1	98B001	7	浅	③
22				98-3	98B003	不明	浅	②
23				98-4	98B004	不明	浅	②
24		9	羽刈町(2)	112-1	112B001	4.5	浅	⑤
25				112-2	112B002	不明	不明	②
26		10	新宿町	106-1	106B001	6	浅	④
27				106-2	106B002	9	浅	②
28		11	松田町※	116-1	116B001	12	浅	②
29				116-2	116B002	10	浅	⑤
30	栃木市	12	大平町伯仲 他	4-3	04B003	不明	不明	②
31				4-2	04B402	40	深	②
32		13	城内	38-1	38B001	7	浅	②
33				38-2	38B002	5	浅	②
34		14	大平町西野田	45-1	45B003	不明	深	③
35				45-2	45B004	20	浅	②
36		15	藤岡町甲	97-3	97B003	不明	不明	②
37				97-2	97B002	7	浅	③
38		16	菌部町	105-1	105B001	10	浅	⑤
39				105-2	105B002	不明	不明	③
40	佐野市	17	植野	66-7	66B007	不明	浅	②
41				66-6	66B006	不明	不明	⑤
42		18	村上町	91-1	91B001	30	浅	③
43				91-2	91B002	40	深	②
44	鹿沼市	19	白桑田	27-1	27B014	7	浅	③
45				27-2	27B027	8	浅	②
46		20	草久	111-1	111B001	51	深	⑤
47				111-2	111B002	不明	不明	②
48	日光市	21	小来川	87-1	87B001	7	浅	②
49	小山市	22	城東・土塔・駅南・犬塚	72-1	72B001	6	浅	③
50				72-5	72B005	10~20	浅	②
51				72-7	72B007	浅	浅	③
52				72-8	72B008	4	浅	③
53				72-11	72B011	浅	浅	③
54				72-13	72B013	8	浅	③
55		23	西黒田	99-1	99B001	8	浅	⑤
56				99-3	99B003	3	浅	③

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
57	小山市	24	横倉新田	100-1	100B001	5	浅	⑤
58				100-2	100B002	10	浅	⑤
59				100-3	100B003	10	浅	⑤
60				100-4	100B004	100	深	②
61		25	城東・犬塚	103-1	103B001	10	浅	⑤
62				103-3	103B003	不明	不明	③
63		26	外城※	115-1	115B001	10	浅	③
64				115-2	115B002	不明	不明	③
65	真岡市	27	松山町	1-13	01B013	100	深	④
66				1-2	01B026	120	深	④
67				1-3	01B003	深	深	④
68		28	石島	13-8	13B008	30	深	②
69				13-5	13B031	70	浅	③
70		29	市街地	16-1	16B020	30	浅	③
71				16-4	16B002	9	浅	③
72				16-6	16B006	30	浅	②
73				16-7	16B007	40	深	②
74				16-9	16B009	6	浅	②
75				16-10	16B014	30	浅	③
76				16-11	16B011	55	深	②
77				16-12	16B021	浅	浅	③
78				16-13	16B022	35	深	③
79				30	久下田	25-5	25B005	不明
80		25-2	25B006			3	浅	②
81		31	鬼怒ヶ丘(1)	95-1	95B003	34	深	⑤
82				95-2	95B002	42	深	③
83		32	鬼怒ヶ丘(2)	114-1	114B001	90	深	④
84				114-2	114B002	86	深	②④
85	上三川町	33	上蒲生	18-1	18B001	30～	深	④
86				18-2	18B002	30	浅	②
87	益子町	34	塙	102-1	102B001	10	浅	⑤
88				102-2	102B002	10	浅	⑤
89				102-3	102B003	5	浅	⑤
90				102-4	102B004	不明	不明	③
91				102-5	102B005	不明	不明	③
92	芳賀町	35	下高根沢	33-1	33B001	20	浅	⑤
93				33-2	33B002	35	深	②
94	壬生町	36	中央町	109-1	109B001	5～6	浅	⑤
95				109-2	109B002	5	浅	③
96	野木町	37	丸林	56-1	56B001	7～8	浅	③
97				56-2	56B002	5.5	浅	③
98				56-3	56B004	3	浅	③
99		38	潤島	76-4	76B004	14	浅	⑤
100				76-1	76B001	浅	浅	③
101				76-3	76B003	4.5	浅	②
102	塩谷町	39	佐貫	113-1	113B001	200	深	⑤
103				113-2	113B002	5	浅	③
104	那須町	40	寺子乙	83-1	83B101	25	浅	③
105				83-2	83B102	0	浅	②
106		41	高久丙・高久甲	101-1	101B001	60	深	⑤
107				101-3	101B003	9	浅	③
108		42	富岡	104-1	104B001	50	深	③
109	104-3			104B003	7	浅	②	

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
110	宇都宮市	1	上籠谷町	N16-3	16N003	不明	不明	②
111				N16-2	16N002	30	浅	②
112	足利市	2	羽刈町	N25-2	25N002	20	浅	②
113	栃木市	3	藤岡町中根(1)	N7-1	07N001	9	浅	③
114				N7-2	07N002	12	浅	③
115		4	藤岡町中根(2)	N73-1	73N001	5~6	浅	②
116				N73-2	73N002	不明	不明	③
117		5	藤岡町大前	N13-1	13N001	8	浅	②
118				N13-2	13N002	6	浅	⑤
119		6	藤岡町藤岡(1)	N14-1	14N003	10	浅	③
120				N14-2	14N002	6	浅	②
121		7	藤岡町藤岡(2)	N49-2	49N002	7	浅	③
122				N49-3	49N003	9	浅	②
123		8	大平町富田	N51-4	51N004	7	浅	③
124		9	岩舟町曲ヶ島	N67-1	67N001	5	浅	③
125		10	岩舟町静戸	N94-1	94N001	5	浅	⑤
126	佐野市	11	赤見町	N52-1	52N001	6	浅	③
127		12	田沼町	N54-1	54N001	不明	浅	③
128		13	伊勢山	N61-1	61N001	8	浅	③
129		14	越名・高萩・高山	N9-3	09N003	不明	浅	③
130	鹿沼市	15	白桑田	N17-1	17N001	15	浅	②
131		16	南上野町	N27-1	27N001	12	浅	②
132		17	上奈良部町	N47-1	47N001	8~9	浅	③
133		18	宇都宮・鹿沼	N63-1	63N001	不明	浅	②
134				N63-4	63N004	23	浅	②
135				N63-2	63N002	10	浅	②
136				N63-3	63N003	20	浅	②
137		19	池ノ森	N77-1	77N001	15	浅	②
138	小山市	20	雨ヶ谷	N2-1	02N001	6	浅	③
139				N2-3	02N003	5~6	浅	③
140		21	向野	N18-1	18N001	30	浅	②
141				N18-2	18N002	8	浅	③
142		22	喜沢	N28-3	28N005	5	浅	③
143		23	間々田・乙女	N29-4	29N004	10	浅	③
144		24	粟宮	N44-2	44N002	10	浅	③
145		25	城東・犬塚	N60-1	60N001	10	浅	⑤
146		26	三拝川岸・南半田・羽川上中	N69-3	69N003	3	浅	③
147		27	田間・塚崎・武井	N70-3	70N003	3.5	浅	③
148		28	鉢形・東山田	N83-1	83N001	不明	不明	③
149		29	東野田・南和泉	N84-1	84N001	不明	不明	②
150		30	梁北部	N85-1	85N001	30	浅	②
151		31	駅南町・東城南・駅東通り	N88-1	88N001	15	浅	③
152	真岡市	32	八木岡	N20-1	20N001	34	深	③
153		33	古山	N33-1	33N001	30	浅	②
154		34	西大島	N68-1	68N001	7	浅	②
155		35	真岡・二宮地域	N76-5	76N005	30	不明	不明
156		36	宇都宮・真岡	N58-1	58N002	不明	不明	③
157				N58-2	19N001	不明	不明	③
158		37	西郷・下大田和	N89-1	89N001	15	浅	③
159	大田原市	38	亀久	N42-1	42N003	4	浅	③
160	矢板市	39	豊田	N64-1	64N001	5	浅	③
161	那須烏山市	40	野上	N39-1	39N003	4	浅	⑤
162		41	曲畑・八ヶ代	N91-1	91N001	5	浅	②

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
163	下野市	42	小金井南部	N22-1	22N001	10	浅	③
164		43	仁良川(1)	N31-1	31N002	不明	不明	③
165		44	仁良川(2)	N50-1	50N001	35	深	③
166		45	大松山等	N65-1	65N001	不明	不明	②
167		46	笹原等	N66-1	66N001	不明	不明	②
168		47	上台・細谷	N71-1	71N001	不明	不明	②
169		48	下野市柴南部	N79-1	79N001	不明	不明	③
170		48	川中子	N93-1	93N001	7	浅	②
171		49	小金井北部※	N95-1	95N001	30	深	②
172		上三川町	50	上神主	N4-1	04N002	12	浅
173	51		西蓼沼	N59-4	59N004	不明	浅	③
174	益子町	52	大沢	N12-1	12N003	4~5	浅	不明
175		53	埜	N34-1	34N004	7	浅	②
176	芳賀町	54	稲毛田	N6-5	06N005	5	浅	③
177		55	東水沼	N87-1	87N001	20	浅	③
178		56	上稲毛田	N90-1	90N001	7	浅	②
179	壬生町	57	国谷	N92-1	92N001	30	浅	③
180	野木町	58	友沼・丸林	N45-5	45N006	7	浅	②
181		59	野木	N75-1	75N001	浅	浅	③
182	那須町	60	豊原丙	N80-1	80N001	2~3	浅	③
183	那珂川町	61	久那瀬	N24-1	24N001	6.4	浅	②
184		62	矢又	N55-1	55N001	5	浅	③
185		63	小口	N86-1	86N001	10.8	浅	③

(注) 1 不圧帯水層から採取する井戸を「浅井戸」、被圧帯水層から採取する井戸を「深井戸」とし、不圧帯水層か被圧帯水層か不明の場合は、井戸深度30mを目途に分類した。

2 用途の分類は、次のとおりである。

- ① 水道水源井戸：地下水を水源とする水道の取水井戸
- ② 一般飲用井戸：一般家庭または工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられている可能性のある井戸。飲用とともに生活用水等にも用いられている井戸はこちらに分類する。
- ③ 生活用水井戸：一般家庭または工場・事業場等にあつて、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸
- ④ 工業用水井戸：冷却等の工業用水として用いられている井戸。工場・事業場の所有する井戸で、生活用水と共用の井戸は、主たる用途に基づいて生活用水井戸または工業用水井戸に分類する。
- ⑤ その他の井戸：上記のいずれにも分類されない井戸（例：農業用水井戸）や、用途不明の井戸

3 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区

別表-4 測定方法等一覧(地下水)

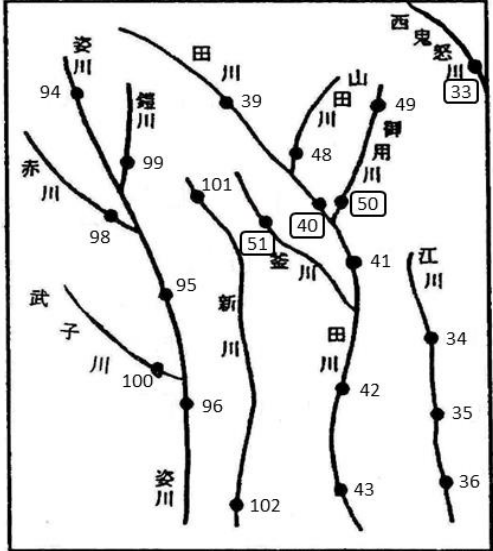
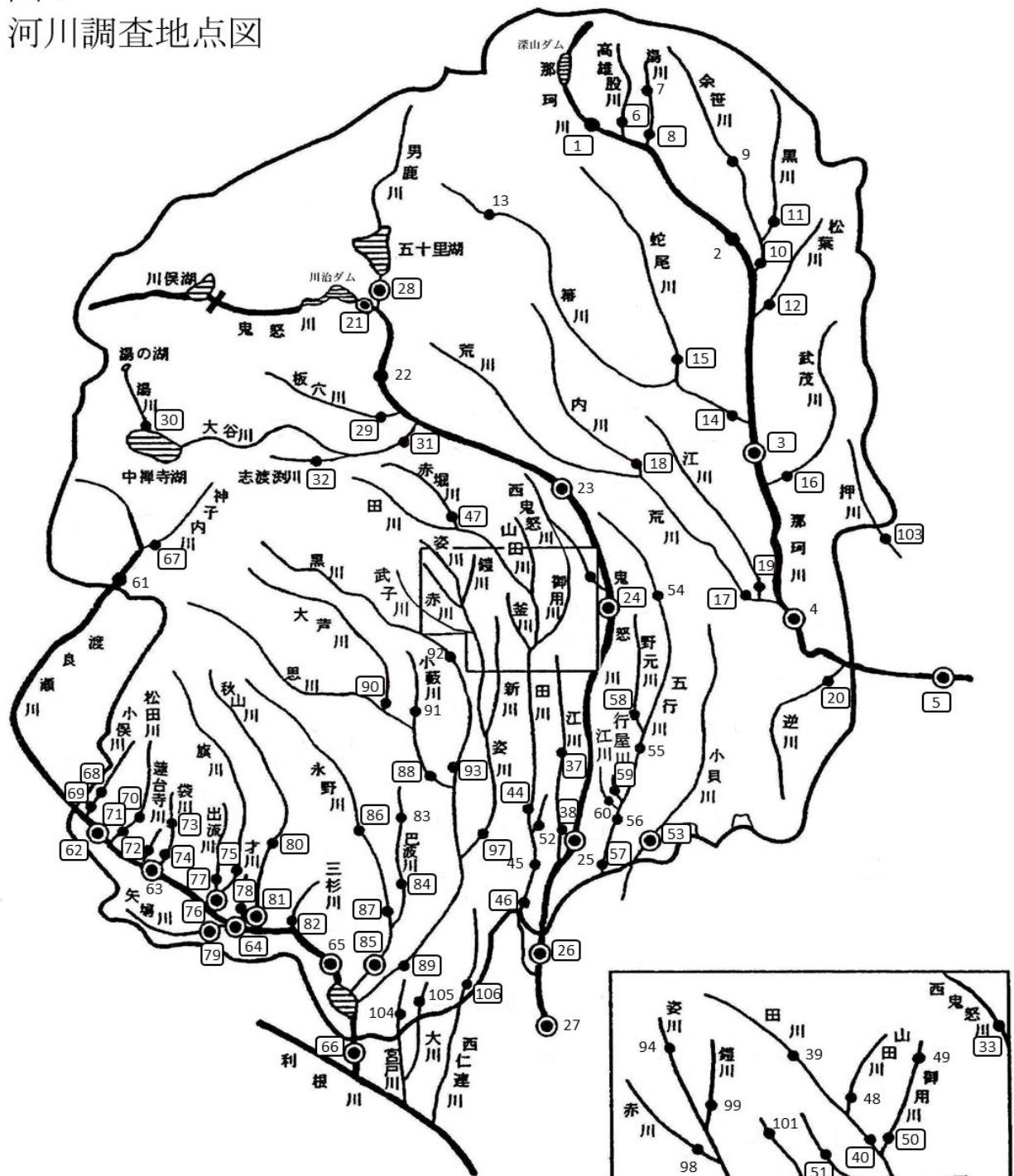
測定項目	環境基準 (指針)値 (mg/ℓ)	報告 下限値 (mg/ℓ)	測定方法 (地下水の水質汚濁に係る環境基準別表に掲げる方法)
カドミウム	0.003	0.0003	日本工業規格(以下「規格」という)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	0.1	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、規格K0102の38.1.2及び38.3、K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は公共用水域告示付表1に掲げる方法
鉛	0.01	0.001	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05	0.01	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.7を除く。)に定める方法
砒素	0.01	0.001	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005	0.0005	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.0005	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02	0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002	0.0002	地下水告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	
トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006	0.0006	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003	0.0003	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02	0.002	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01	0.001	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	
硝酸性窒素		0.02	規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法
亜硝酸性窒素		0.01	規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8	0.08	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注 ²⁾ 第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1	0.01	規格K0102の47.1、47.3に定める方法又は47.4に掲げる方法
1,4-ジオキサン	0.05	0.005	公共用水域告示付表8に掲げる方法

(注) 1 報告下限値は「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日環水企第92号)の定めに従う。

2 公共用水域告示: 昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」

3 地下水告示: 平成9年3月環境庁告示第10号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

図1
河川調査地点図

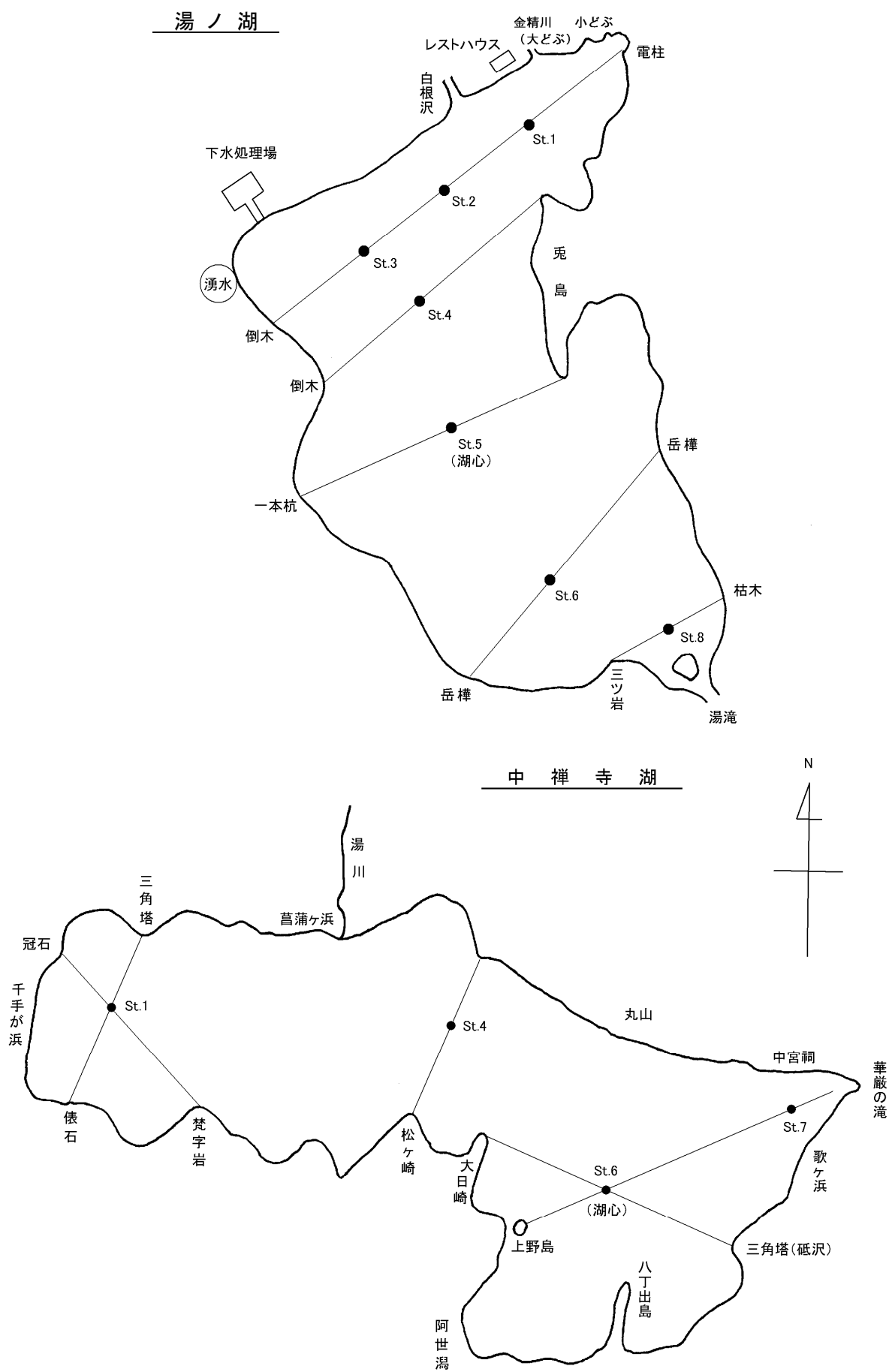


- 凡例
- 栃木県調査地点(65地点) (うち1地点は渡良瀬川上流水域調査分。)
 - ◎ 国土交通省調査地点(20地点)
 - 環境基準点(66地点) (48地点は栃木県調査地点、4地点は宇都宮市調査地点、14地点は国土交通省調査地点)

宇都宮市調査地点(21地点)

図 2

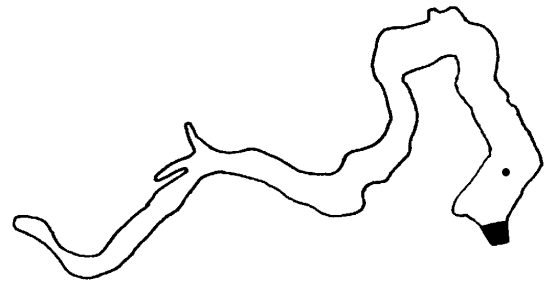
湖沼調査地点図



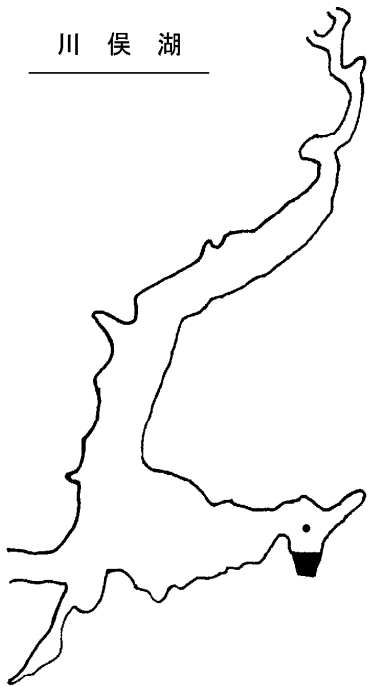
深山ダム貯水池



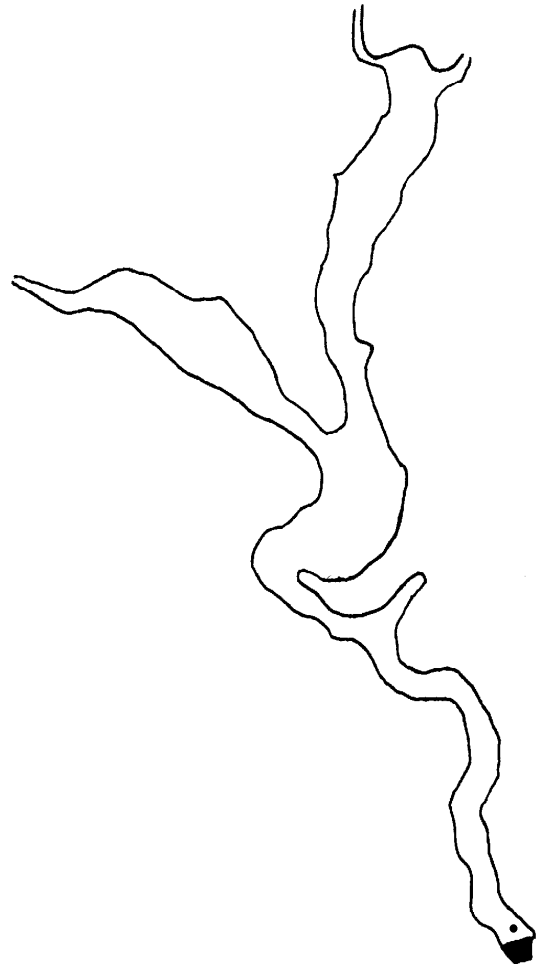
川治ダム貯水池



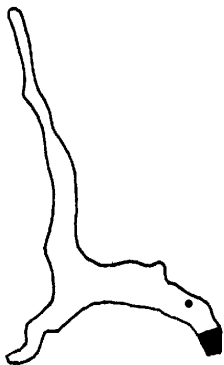
川俣湖



五十里湖

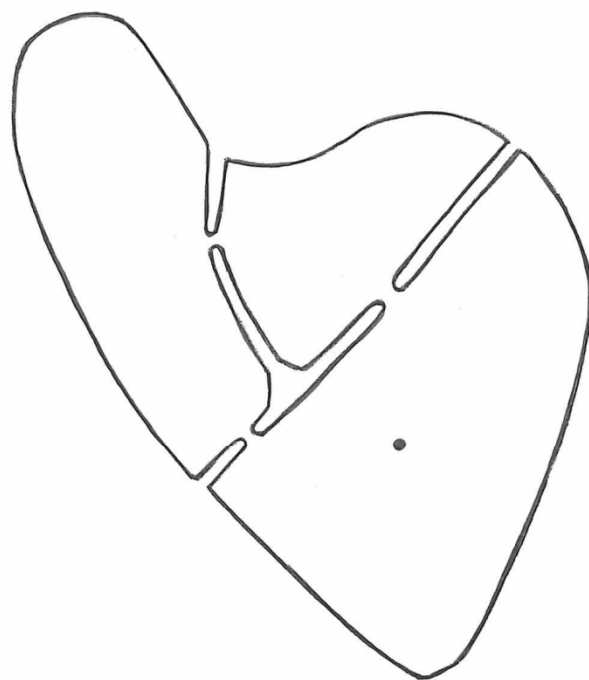


塩原ダム貯水池

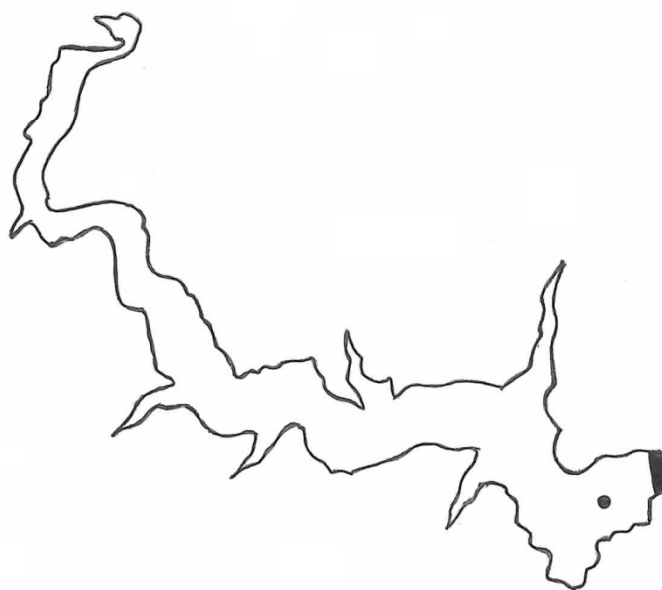


▼ : ダムサイト

渡良瀬貯水池（谷中湖）

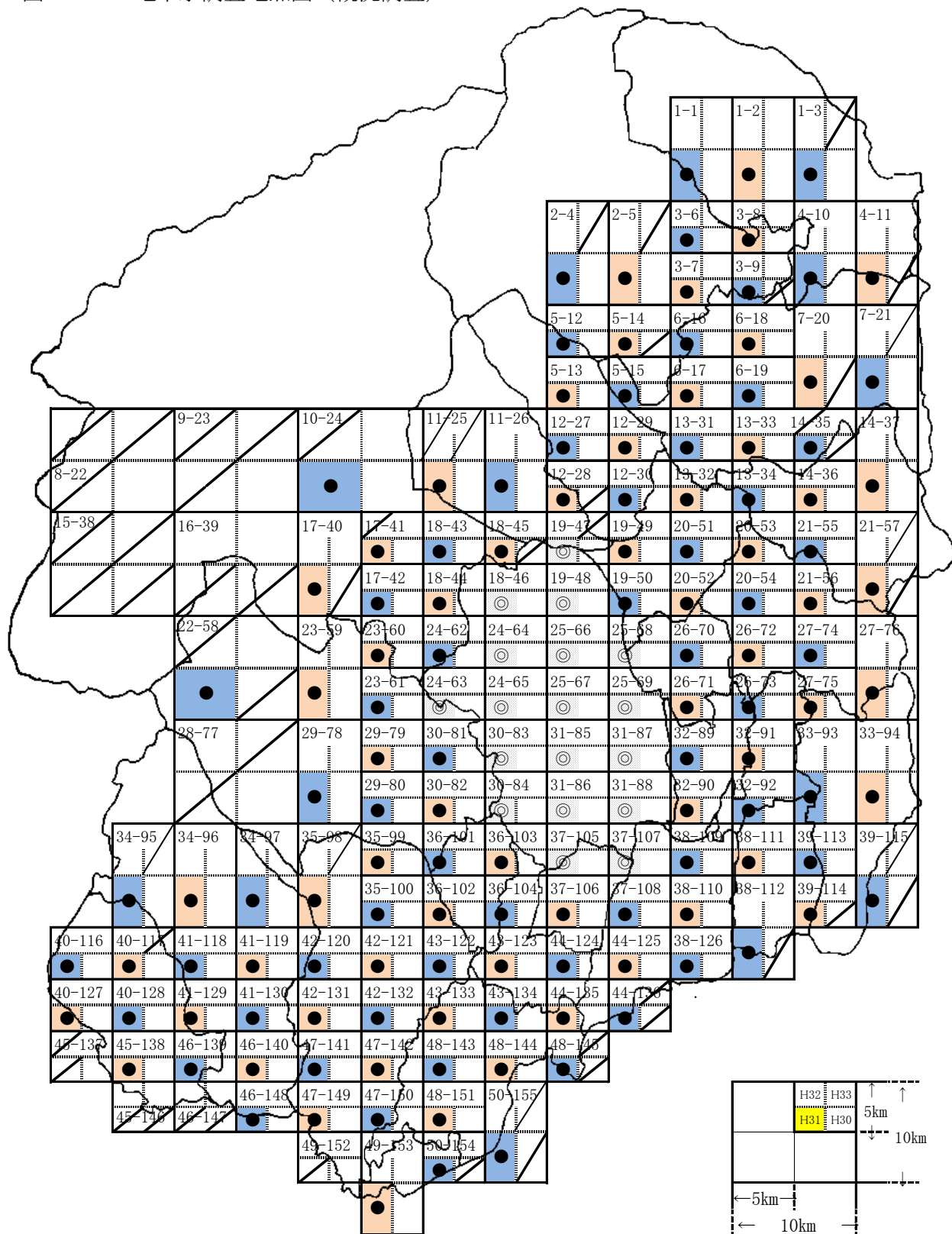


湯西川ダム貯水池



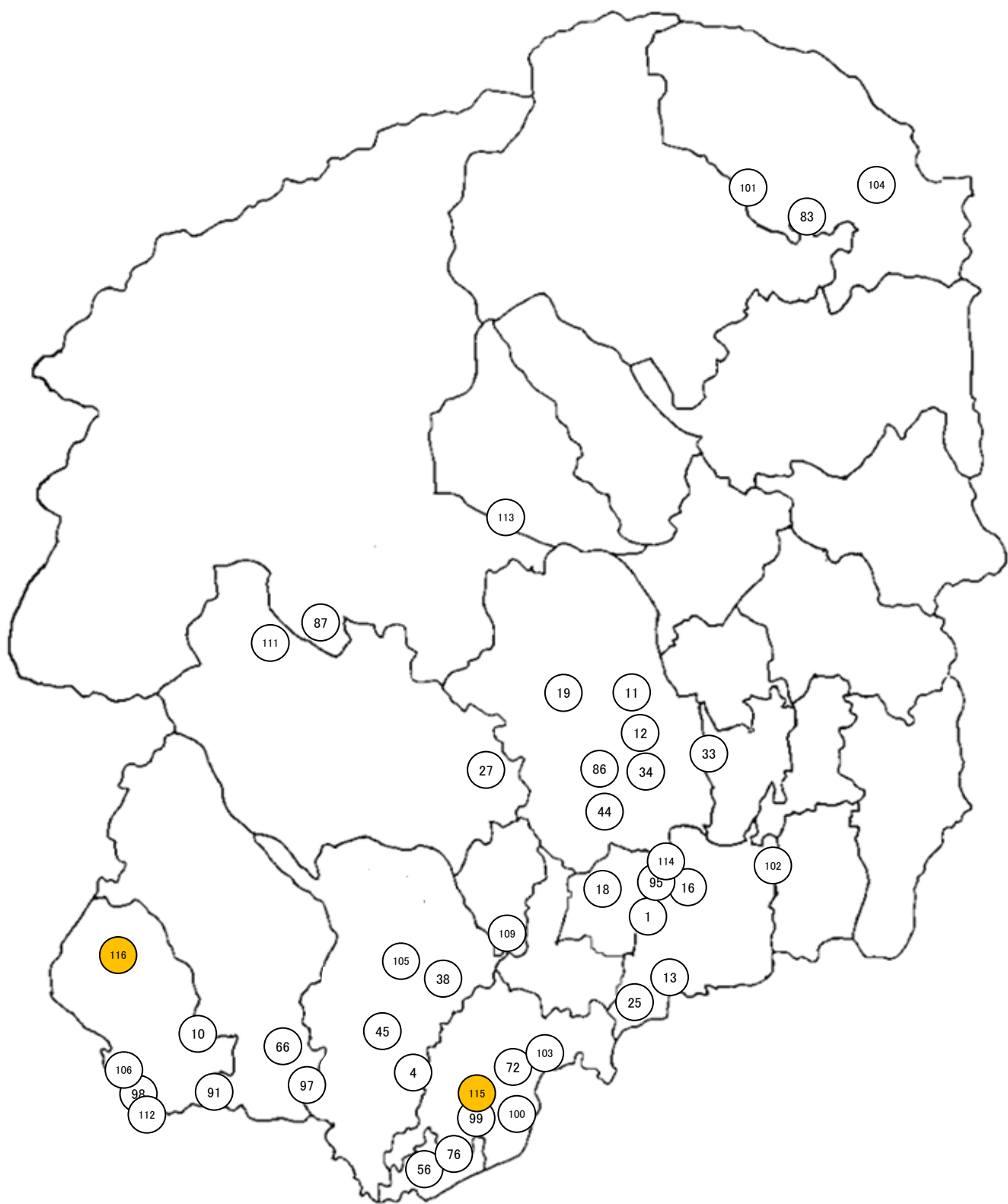
▼ : ダムサイト

図 3 - 1 地下水調査地点図 (概況調査)



- (注) 1 県内を5kmメッシュに区切り、各メッシュをさらに4年ローテーションで調査している。
 2 大メッシュは10km、小メッシュは5kmで区切り、主に山間部では大メッシュ、市街地では小メッシュを用いている。
 3 地図上の数字はメッシュNo.(大メッシュNo.ー小メッシュNo.)を示す。
 4 ●は栃木県、◎は宇都宮市の測定地点を示す。
 5 ■はA+B項目を調査するメッシュを示す。 ■はA項目のみ調査するメッシュを示す。

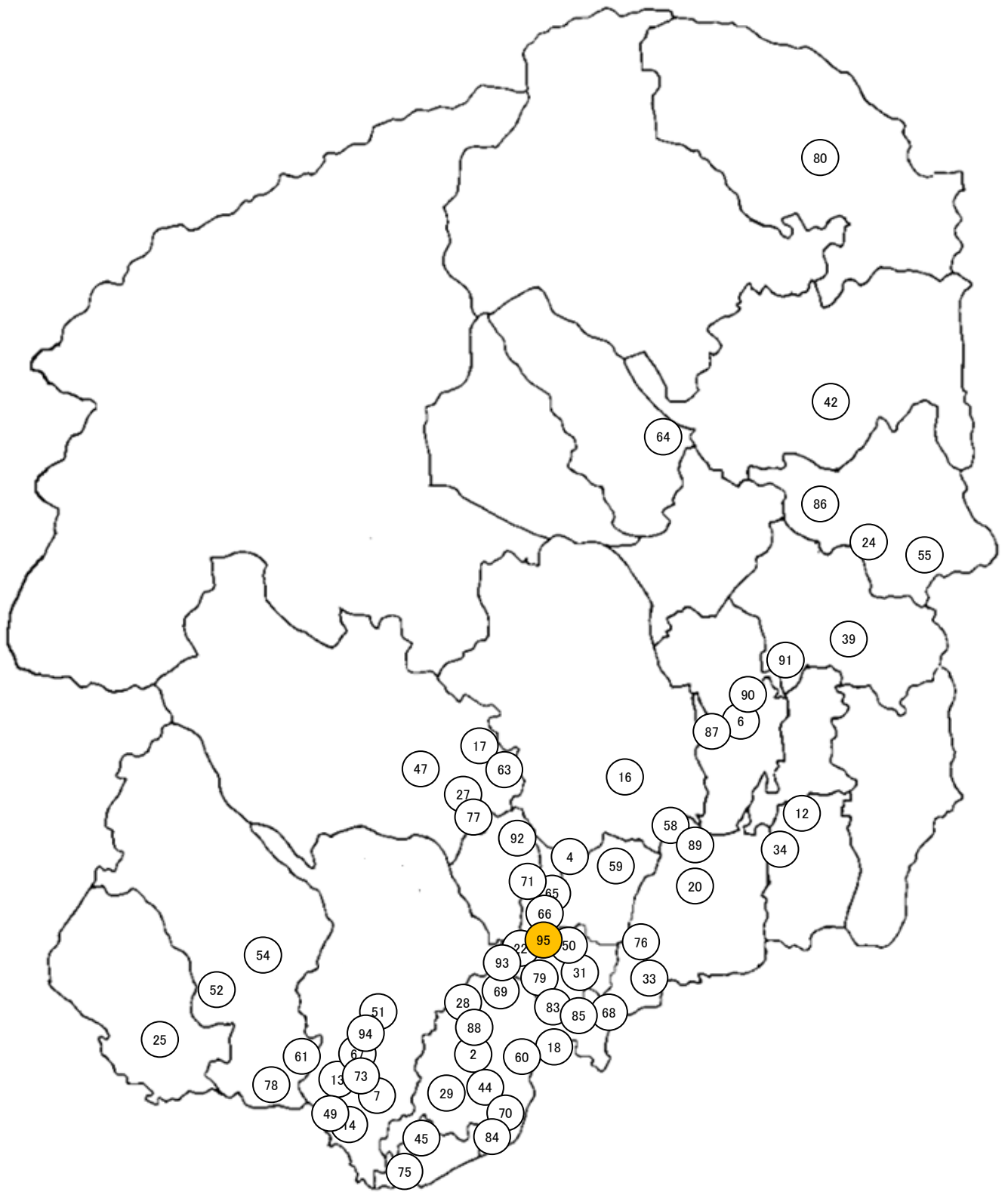
図3-2 地下水調査地点図
 (継続監視調査:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)



※地図上の数字は別表-3の2(1)の測定地点No.と同じ
 (網掛けは、平成30(2018)年度に判明又は拡大した地点)

図3-3 地下水調査地点図

(継続監視調査：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)



※地図上の数字は表3-3の番号と同じ
(網掛けは、平成30(2018)年度に判明又は拡大した地点)